

建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、川崎市（以下「本市」という。）が施工する建設工事から生じる建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱いを定めることにより、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を図り、もって公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設発生木材等 建設工事（建築物、工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (2) 再生原材料 建設発生木材等を再生利用する目的をもって、破碎、切断、圧縮等の処理をしたマルチング材、燃料用チップ、製紙原料用チップ、木質ボード原料用チップその他の原材料をいう。
- (3) 再資源化 建設発生木材等を再生原材料又はボイラーの熱源、温水プールの熱源、発電のエネルギー源その他の燃焼により熱エネルギーを得る状態にすることをいう。
- (4) 再資源化施設 建設発生木材等を再資源化している施設をいう。
- (5) 指定事業者 第3条の登録を受けた事業者をいう。
- (6) 指定施設 指定事業者が設置する再資源化施設をいう。

(指定事業者の登録)

第3条 本市が施工する建設工事から生じる建設発生木材等の再資源化をしようとする者は、この要領に基づき指定事業者の登録を受けなければならない。

2 指定事業者の登録は、登録しようとする者の申請に基づき、川崎市公共事業建設副産物対策委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て建設緑政局長が認めた者とする。

(登録の要件)

第4条 指定事業者の登録を受けようとする者は、次の各号の要件を備えなければならない。

- (1) 神奈川県内に建設発生木材等の再資源化のための受入施設がある法人であること。
- (2) 建設発生木材等の再資源化について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項の産業廃棄物処分業の許可及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設設置の許可、同法第15条の4において準用する同法第9条の5第1項の産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）の許可又は同法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の合併（分割）の認可を受けていること。
- (3) 塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化が不可能なものを除き、登録を受けようとする者の再資源化施設の受入基準に基づき受入れた建設発生木材等を再資源化していること。
- (4) 再生原材料の安定的な出荷先を現に確保していること及び出荷先の基準に従い品質、規格等について適正に管理していること。
- (5) 登録を受けようとする者の再資源化施設において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第2号に定める産業廃棄物処理基準に適合した処分が行われていること。
- (6) 建設発生木材等及び処理した再生原材料の保管場所が十分に確保され、品目ごとに適正に保管されていること。

(欠格事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定事業者の登録を受けることができない。

- (1) 第8条の規定に該当し、指定事業者の登録の取消処分を受け、当該処分の日から1年を経過しない者
- (2) 委員会の審議を経て建設緑政局長が公益上特に不相当と認めた者

(登録の申請)

第6条 第3条による登録を受けようとする者は、建設発生木材等再資源化指定事業者登録申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類をそえて建設緑政局長に提出

しなければならない。

- (1) 第4条第1号の規定による許可証等の写し
- (2) 建設発生木材等の受入基準（品目）
- (3) 再生原材料の品目
- (4) 再資源化施設の物質収支を示す図書及び再生原材料の出荷先になる事業者との受入に係る契約書の写し
- (5) 塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化が不可能な建設発生木材等が混入した場合、当該建設発生木材等が適正に処理されていることを示す書面
- (6) 位置図、平面図、敷地面積（全体敷地面積及び再資源化施設に係る敷地面積）
- (7) 保管場所の構造図及び保管量、プラント配置図、工場の写真
- (8) プラントを構成する機械類の明細（能力、形式等）
- (9) 建設発生木材等の再資源化及び再生原材料の出荷実績
- (10) 廃棄物処理法第21条に規定する技術管理者及び品質管理責任者の名簿並びに品質管理方法
- (11) 法人の登記事項証明書の写し（申請前1箇月以内のもの）
- (12) その他建設緑政局長が必要と認める書類

2 建設緑政局長は、前項の申請に基づき指定事業者の登録を認めたときは、建設発生木材等再資源化指定事業者登録証（第2号様式）を交付する。

（調査）

第7条 建設緑政局長は、必要があると認めたときは、次の各号に規定するものに対して登録の要件に関し、調査をすることができる。

- (1) 第6条の規定による登録申請をした者
- (2) 前号の者が処理した再生原材料の出荷契約先の事業者
- (3) 指定事業者

（登録の取消等）

第8条 建設緑政局長は、指定事業者がこの要領に基づく登録要件の一以上を欠くに至ったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議を経て登録の取消しをすることができる。

- (1) 虚偽の登録の申請をしたとき。
- (2) 公益上特に不相当と認めたとき。

(3) 第7条の規定に基づく調査に協力しない又は第10条の規定に違反したとき。

2 建設緑政局長は、前項の規定に基づき、登録を取消したときは、その旨を書面で当該指定事業者へ通知するものとする。

(登録の有効期限)

第9条 登録の有効期間は、5年とする。ただし、建設緑政局長が必要と認めるときはこれを短縮することができる。

(登録内容の変更等)

第10条 指定事業者の登録を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは速やかに建設発生木材等再資源化指定事業者登録変更届（第3号様式）を建設緑政局長に提出しなければならない。

(1) 所在地、商号若しくは名称又は代表者に変更があったとき。

(2) 指定施設の所在地、名称、技術管理者、品質管理責任者又は電話番号に変更があったとき。

(3) 指定施設の敷地又は設備の規模に変更があったとき。

(4) 再生原材料の出荷契約先に変更があったとき。

2 指定事業者は、第4条各号のいずれかの基準に適合しなくなったときは速やかに、当該指定施設を廃止又は休止しようとするときはあらかじめ、建設発生木材等再資源化指定事業者廃止・休止届（第4号様式）を建設緑政局長に提出しなければならない。

(登録の更新)

第11条 指定事業者の登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の3箇月前までに建設発生木材等再資源化指定事業者登録更新申請書（第5号様式）を建設緑政局長に提出しなければならない。

2 第4条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。ただし、添付書類のうち従前の登録に係る内容と変更のないものは省略することができる。

(報告の義務)

第12条 指定事業者は、指定施設での前年度の建設発生木材等の受入量、再生原材料の出荷量等を4月末日までに集計し、建設発生木材等受入・出荷状況表（第6号様式）により建設緑政局長に報告しなければならない。

第2章 建設発生木材等の再資源化に関する取扱基準

(建設発生木材等の種類等)

第13条 工事請負人が指定施設に搬入する建設発生木材等の種類等は次のとおりとする。

(1) 種類

指定施設の受入基準によるものとする。

(2) その他

受入基準への適合に関して疑義のある建設発生木材等について工事請負人は、指定施設と協議するものとする。

(建設発生木材等搬入手続き等)

第14条 工事請負人は、請負った工事から建設発生木材等が発生する場合には、原則として指定施設に搬入しなければならない。

2 指定事業者は、工事請負人から建設発生木材等の再資源化の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

3 工事請負人は、当該搬入先での再資源化の実施の疑義等により監督員の指示がある場合は、それに基づき再度協議することとする。

4 工事請負人は、建設発生木材等を廃棄物処理法の定めるところにより責任をもって指定施設へ搬入しなければならない。この場合において、工事請負人は、建設発生木材等の搬入日時、数量等について、あらかじめ指定施設に連絡をしなければならない。

5 工事請負人は、工事が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき再資源化等報告書を監督員に提出すること。

6 監督員は工事が完了後、その数量、指定事業者名を建設副産物実態調査で報告すること。

7 指定施設は、搬入される建設発生木材等を、適切な方法をもって正確に検収するとともに適切な保管、再資源化を行わなければならない。

(疑義)

第15条 この要領について疑義が生じたときは建設緑政局長の指示によるものとする。

附 則

(施工期日)

この要領は、平成18年2月1日に施行する。ただし、第2章の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

建設発生木材等再資源化指定事業者登録申請書

建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領に基づき、建設発生木材等再資源化指定事業者として登録を受けたいので、次の資料を添えて申請します。

年 月 日

川崎市建設緑政局長 あて

所在地
商号又は名称
代表者

施設所在地

施設名称

施設責任者

施設連絡先電話番号

- (1) 第4条第1号に係る許可証等の写し
- (2) 建設発生木材等の受入基準（品目）
- (3) 再生原材料の品目
- (4) 再資源化施設の物質収支を示す図書及び再生原材料の出荷先になる事業者との受入れに係る契約書の写し
- (5) 塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化が不可能な建設発生木材等が混入した場合、当該建設発生木材等が適正に処理されていることを示す書面
- (6) 位置図、平面図、敷地面積（全体敷地面積及び再資源化施設に係る敷地面積）
- (7) 保管場所の構造図及び保管量、プラント配置図、工場の写真
- (8) プラントを構成する機械類の明細（能力、形式等）
- (9) 建設発生木材等の再資源化及び再生原材料の出荷実績
- (10) 廃棄物処理法第21条に規定する技術管理者及び品質管理責任者の名簿並びに品質管理方法
- (11) 商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本の写し（申請前1箇月以内のもの。）

申請事業者・担当者の連絡先

担当者名	
担当者所属	
所在地	
電話番号	
FAX番号	

第2号様式(第6条関係)

建設発生木材等再資源化指定事業者登録証

川建技第 号
年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者

川崎市建設緑政局長

建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領に基づき、次のとおり建設発生木材等再資源化指定事業者として登録します。

施設名称

施設責任者

施設所在地

登録有効期限 年 月 日から 年 月 日まで

受入基準(品目)の概要

建設発生木材等再資源化指定事業者登録変更届

年 月 日

川崎市建設緑政局長 あて

所在地
商号又は名称
代表者

所在地・商号又は名称・代表者に変更があった
次のとおり 指定施設の所在地・名称・技術管理者・品質管理責任者・電話番号に変更があった ので
指定施設の敷地又は設備の規模に変更があった
再生原材料の出荷契約先に変更があった

建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領第9条第1項に基づき、登録事項を変更したいため、証明書を添えて届け出ます。

変更事項	変更前	変更後 (変更年月日)

* 証明書

- (1) 所在地、代表者等の変更は、変更後の商業登記簿謄本
- (2) 施設に関する変更は、図面及び写真又は許可証の写し等
- (3) 出荷契約先の変更は、契約書の写し等

第4号様式(第10条関係)

建設発生木材等再資源化指定事業者廃止・休止届

年 月 日

川崎市建設緑政局長 あて

所在地

商号又は名称

代表者

事業を休止・廃止するので、建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領第10条第2項に基づき、登録事項を抹消したいため、関係書類を添えて届け出ます。

届出理由

* 関係書類

廃棄物処理法に基づく廃止届出書等

建設発生木材等再資源化指定事業者登録更新申請書

建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領に基づき、建設発生木材等再資源化指定事業者として更新登録を受けたいので、次の資料を添えて申請します。

年 月 日

川崎市建設緑政局長 あて

所在地
商号又は名称
代表者

施設所在地

施設名称

施設責任者

施設連絡先電話番号

- (1) 第4条第1号に係る許可証等の写し
- (2) 建設発生木材等の受入基準（品目）
- (3) 再生原材料の品目
- (4) 再資源化施設の物質収支を示す図書及び再生原材料の出荷先になる事業者との受入りに係る契約書の写し
- (5) 塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化が不可能な建設発生木材等が混入した場合、当該建設発生木材等が適正に処理されていることを示す書面
- (6) 位置図、平面図、敷地面積（全体敷地面積及び再資源化施設に係る敷地面積）
- (7) 保管場所の構造図及び保管量、プラント配置図、工場の写真
- (8) プラントを構成する機械類の明細（能力、形式等）
- (9) 建設発生木材等の再資源化及び再生原材料の出荷実績
- (10) 廃棄物処理法第21条に規定する技術管理者及び品質管理責任者の名簿並びに品質管理方法
- (11) 商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本の写し（申請前1箇月以内のもの。）

申請事業者・担当者の連絡先

担当者名	
担当者所属	
所在地	
電話番号	
FAX番号	

建設発生木材等受入・出荷状況表（ 年度分 ）

事業者名
作成責任者
作成年月日

受入状況

（単位：トン・m³）※1

解体木くず	トン・m ³
伐木材	トン・m ³
伐根材	トン・m ³
その他 ※4 	トン・m ³
合 計 ※2	トン・m ³

出荷状況

	出荷量
製紙原料用チップ	トン・m ³ (%)
木質ボード原料用チップ	トン・m ³ (%)
燃料用チップ	トン・m ³ (%)
敷料・堆肥原料用チップ	トン・m ³ (%)
サーマルリサイクル（発電）	トン・m ³ (%)
単純焼却 ※3	トン・m ³ (%)
その他 ※4 	トン・m ³ (%)
合 計 ※2	トン・m ³ (100%)

これら再生原材料から最終的に生産される製品名等を把握している場合は、その製品名及び製造メーカー名	
--	--

- ※1 単位は、トン又はm³を選んでください。
- ※2 受入の合計と、出荷の合計は一致します。
- ※3 ただし、本要領においては再資源化困難物の単純焼却のみを認めています。
- ※4 その他の内容を記入してください。

建設発生木材等の受入基準(品目)

施設名称			
施設所在地			
施設連絡先 電話番号・FAX番号			
施設責任者			
受入日			
受入時間			
受入基準	解体木くず	伐木材	伐根材
受入できないもの			
その他			